

(以下に掲げる文案は、あくまでも標準例であり、事業者グループの場合等状況に応じて、各条項が変更・追加となることがあります。)

第20回アジア競技大会選手村後利用事業 基本協定(案)

愛知県(以下、「甲」という。)及び名古屋市(以下、「乙」という。)と、〇〇〇〇(以下、「丙」という。)は、第20回アジア競技大会選手村後利用事業(以下、「本事業」という。)に関し、次のとおり、第20回アジア競技大会選手村後利用事業基本協定(以下、「本基本協定」という。)を締結する。

なお、本基本協定において用いられる用語の定義は、本文中において明示されているものを除き、甲及び乙(以下、「甲・乙」という。)が令和2年10月12日付けで公表した、第20回アジア競技大会選手村後利用事業者募集要項における定義と同一とする。

(目的)

第1条 本基本協定は、丙が本事業の契約候補事業者として決定されたことを確認し、第20回アジア競技大会選手村後利用事業基本計画協定(以下、「基本計画協定」という。)の締結までに必要な諸手続に係る事項を確認することを目的とする。¹

(後利用事業基本計画の策定)

第2条 丙は本基本協定締結後、募集要項等及び応募書類に従い、甲・乙及び公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会(以下、「丁」という。)と協議のうえ、後利用事業基本計画を策定し、甲・乙の承認を得なければならない。丙は、当該協議にあたって、甲・乙及び丁に必要な書類の提供など協力をしなければならない。

2 丙は、後利用事業基本計画の策定にあたり、甲・乙が行う都市基盤整備、丁が行う選手村整備及び愛知県競馬組合が行う競馬事業の関連事業に係る必要な協議を、甲・乙及び丁と緊密に連携して行うものとする。

3 後利用事業基本計画は、事業の基本方針、施設用途及び施設計画(配置計画、建築・構造・設備計画等)及び事業工程計画等について定めるものとする。後利用事業基本計画には、設計条件及び法令手続に関する整理が含まれるものとし、施設計画は、大会前及び大会後の2段階に分けて定めるものとする。

4 丙は、後利用事業基本計画の策定にあたり、丁が策定する選手村施設計画と整合のとれた内容となるよう十分に配慮しなければならない。

5 丙は、後利用事業基本計画の策定にあたり、第20回アジア競技大会選手村後利用事業者評価委員

¹ 丙が事業者グループの場合、代表法人は、本事業が円滑に実施されるよう、構成員を代表し甲・乙及び公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会と協議を行い、また、代表法人は、構成員間の連絡調整等を行うなどの規定を追加することを予定しています。なお、本基本協定は、構成員全員が記名押印することを予定しています。

会議の意見を十分に配慮するとともに、関連法令及び本基本協定を遵守するものとする。また、丙は、後利用事業の計画・設計に際して疑義が生じたときは速やかに甲・乙と協議するものとする。

(提案事業の変更)

第3条 丙は、後利用事業基本計画の策定にあたり、甲・乙の書面による承認がない限り、応募書類に記載の事業（以下、「提案事業」という。）の変更をしてはならない。

- 2 丙は、提案事業に含まれないものであっても、提案事業の内容向上に資すると考えられるものについては、甲・乙に対し、提案事業の変更を申し入れることができる。
- 3 丙は、法制度の変更など止むを得ない事由により、提案事業を変更する必要がある場合は、甲・乙に対し、提案事業の変更を申し入れることができる。
- 4 丙は、前条第4項の定めにより提案事業を変更する必要がある場合、甲・乙に対し、変更を申し入れることができる。
- 5 甲・乙は、丙に対し、合理的な範囲内で提案事業の変更を求めることができる。
- 6 甲・乙は、提案事業の変更を承認するにあたっては、当該変更が提案事業の趣旨を損なわず、合理的なもの認められることを要件とする。

(基本計画協定の締結)

第4条 甲・乙、丙及び丁は、後利用事業基本計画を附属図書として、基本計画協定を令和●年●月を期限として締結するものとする。ただし、甲・乙が次項の規定に基づき、当該基本計画協定を締結しない場合は、この限りでない。

- 2 丙が基本計画協定を締結するまでの間、甲・乙は、丙が次の各号のいずれかに該当したときは基本計画協定を締結しないことができる。²
 - (1) 提案書類に虚偽の記載があったことが明らかになったとき。
 - (2) 甲・乙が本事業の契約候補者の決定するにあたり、丙が公平性を損なう行為を行ったとき。
 - (3) 本事業に関して、公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (4) 本事業に関して、公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

² 丙が事業グループの場合、「ただし、次の各号のいずれかに該当する構成員（代表法人を除く。）に代わり、すべての参加資格を満たし、かつ、事業能力を勘案して本事業の実施に支障をきたさないと甲・乙が判断した場合には、新たな構成員を補充することができる。新たな構成員を補充する場合、代表法人は、当該新たな構成員に、本基本協定の条件に合意させることを要し、甲・乙が要請するときは、本基本協定の契約者の変更その他の必要な手続を行うものとする。」などの規定を追記することを予定しています。

- (5) 本事業に関して、公正取引委員会が、丙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (6) 本事業に関して、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (7) 本事業に関して、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (8) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (9) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (10) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (11) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (12) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (13) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（存続期間）

第5条 本基本協定の存続期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、基本計画協定が締結された日を終期とする。

2 前項の定めにかかわらず、基本計画協定が締結に至らないことが明らかになったと甲・乙が認める場合には、基本計画協定の締結不調を甲・乙が丙に通知した日をもって、本基本協定は終了するものとする。

3 本基本協定の存続期間の終了にかかわらず、第11条、第12条、第14条、第16条及び第17条の規定の効力は存続する。

（地位の譲渡）

第6条 丙は、甲・乙による承認があった場合を除き、本基本協定が締結された後、本基本協定上の地位

を第三者に対して譲渡することはできない。³

(準備行為)

第7条 丙は、基本計画協定の締結前にも、自己の費用と責任において本基本協定の履行に関し必要な準備行為を行うことができ、甲・乙は必要かつ合理的に可能な範囲で、丙に協力するものとし、また、必要かつ合理的に可能な範囲で、丁をして丙に協力させるものとする。

(基本協定履行の調査)

第8条 丙は、甲・乙が、本基本協定の履行に関して調査をするときは、これに協力するものとする。

(甲・乙に対する通知義務)

第9条 丙は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を甲・乙に書面で通知するとともに、本基本協定の履行に関して、速やかに甲・乙と協議しなければならない。

- (1) 住所、名称、定款若しくは寄付行為、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき
- (2) 解散し、若しくは合併したとき又は、営業を停止し、廃止し、若しくは譲渡したとき
- (3) 滞納処分、強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は競売の申立てを受けたとき
- (4) 企業担保権の実行、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき
- (5) 特別清算開始の申立てがあったとき
- (6) 募集要項等及び応募書類に基づき、後利用施設を建設し、提案事業の用に供することが不可能であることが明らかになったとき
- (7) 手形不渡り、事実上の倒産、長期の活動停止、上場廃止、有価証券報告書の虚偽記載など、本事業の実現・継続に重大な支障となるような信用不安事由が発生したとき
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案事業の実施が困難となるような事態が発生したとき

(解除)

第10条 本基本協定の各条項に違反する事実があり、甲・乙の催告にもかかわらず丁がこれを是正しないとき、又は丙が第4条第2項各号いずれかに該当したときには、甲・乙は、本基本協定を解除することができるものとし、当該解除の日をもって、本基本協定は終了するものとする。

(違約金)

第11条 丙が丙の責めに帰すべき事由により第4条第1項に違反した場合又は同第2項により、甲・乙が基本計画協定を締結しない場合には、丙は、金〇〇〇円⁴の違約金を甲・乙に支払わなければならない。

³ 丙が事業者グループの場合、代表法人の地位の譲渡は認めないという規定を追加することを予定しています。

⁴ 土地売買契約相当額の100分の30に相当する金額を想定しています。なお、事業者グループの場合、連帯して支払う旨を規定することを予定しています。

- 2 丙が本基本協定に定める義務に違反したとき（前項の場合を除く。）は、甲・乙は金〇〇〇円⁵の違約金を丙に対して請求することができる。
- 3 前各項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈せず、違約金とは別に、次条に定める損害賠償請求を行うことを妨げない。

（損害賠償）

第12条 甲・乙は、丙が本基本協定に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（費用）

第13条 本基本協定締結に関して、書類の作成費用、協議を行った際に生じた費用等は、丙の負担とする。

（秘密保持）

第14条 甲・乙及び丙は、本基本協定又は本事業に関する事項につき知り得た情報について、相手方の事前の書面による承認を得ることなく第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 甲・乙が、愛知県情報公開条例（平成12年3月愛知県条例第19号）又は名古屋市情報公開条例（平成12年4月名古屋市条例第65号）に基づき開示する場合
- (2) その他、甲・乙又は丙が法令に基づき開示する場合

（変更の協議）

第15条 甲・乙及び丙は、特別な事情及びその他想定し得ない事情が生じたときは、協議により本事業の日程その他本事業の事業条件を変更できるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第16条 本基本協定は、日本国の法令及び甲・乙の定める条例に従って解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第17条 本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲・乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

（書面による承認）

第18条 丙は、本基本協定の定めるところにより、甲・乙の承認を必要とする行為をしようとするときは、行為の内容及び行為の理由等を詳細に記載した承認依頼書を、甲・乙に提出しなければならない。

⁵ 土地売買契約相当額の100分の10に相当する金額を予定しています。なお、事業者グループの場合は、連帯して支払う旨を規定することを予定しています。

(支払方法)

第19条 本基本協定において丙が甲・乙に金銭を支払う必要がある場合、丙は、甲・乙にそれぞれ等しい割合で支払うものとする。

(条文以上)

上記の契約の締結を証するため、本書3通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 【氏名】印

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 【氏名】印

丙 【住所】

【法人名】

【役職】

【氏名】印